相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区三條通白川橋東入二丁目西町一四九番地、最後の住所京都市左京区八瀬野瀬町二六七番地　八瀬鱒乃坊アーバンコンフォート六一六　被相続人　亡　岡村　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

京都市左京区高野西開町一五番地にしきマンション三〇六北川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　北川　英幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市下矢田町二丁目一一番地九、最後の住所京都市左京区下鴨宮崎町五九番地六二　被相続人　亡　大濱　成生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階弁護士法人みやこ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　後藤　隆志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海草郡紀美野町福田二四三番地、最後の住所和歌山県海草郡紀美野町福田一三九番地二　被相続人　亡　西門　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

事務所和歌山市三番丁四八

相続財産管理人　司法書士　谷口　文利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海草郡紀美野町福田二四三番地、最後の住所和歌山県海草郡紀美野町福田一三九番地二　被相続人　亡　西門　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

事務所和歌山市三番丁四八

相続財産管理人　司法書士　谷口　文利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県海草郡紀美野町福田二四三番地、最後の住所和歌山県海草郡紀美野町福田一三九番地二　被相続人　亡　西門　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

事務所和歌山市三番丁四八

相続財産管理人　司法書士　谷口　文利

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市小原一五八番地の六、最後の住所岡山県津山市下横野二二四三番地の七　被相続人　亡　槙本　示

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

岡山県津山市山北六九六番地二

相続財産管理人　政広　雄造

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高岡郡越知町越知甲二二七七番地、最後の住所高知県高知市神田二一六四番地九〇　被相続人　亡　吉村　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

事務所高知県高知市本町五丁目二番一八号なるセビル五階金子努法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金子　努

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎市新橋町一二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　寺井　卯作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月一日

事務所長崎市魚の町一番二三―一〇四号

相続財産管理人　一瀬　一徳

無縁墳墓等改葬公告

適正な墳墓管理を行うために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内に寺務方までお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年六月一日

一、墳墓等所在地　大阪市北区太融寺町一番四号

一、墳墓等の名称　蓮華寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　浅田家、近江屋幸助、伊藤・前川家、増田家、不詳四基

一、改葬を行おうとする者　大阪市北区太融寺町一番四号　宗教法人　蓮華寺　代表社員　崎尾　洋一

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年六月一日

一、墳墓等所在地　兵庫県西宮市武庫川町六

一、墳墓等の名称　小松区有財産小松墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳、氏名　一四三・樋口松造、一四四・川村卓、一四五―一、一四五―二、一四五―三、一四五―四・不詳、一四五―五・樋口次郎右衛門、一四六、一四八、一五一、一五二、一五三、一五四、一五五・不詳

一、改葬を行おうとする者　兵庫県西宮市小松北町一丁目七番二三号　西宮市小松区有財産管理委員会　委員長　樋口　清七

任意清算公告

当社は、平成二十三年五月三十一日をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月一日

岐阜市加納水野町三丁目五番地

合資会社栗本薬局

代表社員　栗本　太志

公示送達

中遠広域都市計画事業袋井市春岡土地区画整理事業の換地処分通知書の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一一九号）第一〇三条第一項の規定による中遠広域都市計画事業袋井市春岡土地区画整理事業の以下の一～四についての換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第一三三条第一項の規定により、当該通知の送付にかえてその内容を公告する。

一　書類を受けるべき者の住所及び氏名

土地所有者

袋井市春岡八番地　柴田甚八　持分六分の一

周智郡宇刈村　鈴木栄次郎　持分六分の一

周智郡宇刈村　本多惣八　持分六分の一

周智郡宇刈村　村松金太郎　持分六分の一

周智郡宇刈村　木村伊平　持分六分の一

周智郡宇刈村　大鐘卓隨　持分六分の一

通知の内容

土地区画整理法第一〇三条第一項の規定による換地処分通知

①　従前の土地　袋井市春岡字奥谷田四三番　池敷四一三㎡　権利価額三、〇〇二、七一四円

②　換地処分後の土地　袋井市春岡一丁目二番三　雑種地九八・五四㎡　権利価額三、〇〇二、七一四円

③　清算金　〇円